

国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症関係）に関するQ&A

【減免申請について】

(減免申請－1) 申請は郵送でもできますか。
(回答－1) 窓口での感染拡大を防止するため、できる限り郵送での申請をお願いします。 申請者は、HPから申請書等を印刷し必要事項を記入してから、添付書類とともに郵送してください。(印刷ができない場合は、申請書等を郵送しますので、保険年金課国民健康保険担当へお問い合わせください。) なお、オンラインでの申請は行っていませんので、ご了承ください。
(減免申請－2) 申請はいつからできますか。
(回答－2) 令和2年度の国民健康保険税納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。 なお、納税通知書は、6月12日(金)に発送を予定しています。
(減免申請－3) 申請の期限はありますか。
(回答－3) 申請は、原則として納期限までをお願いします。 納期限を過ぎている場合も申請を受け付けますが、その場合は納期限を過ぎてからの申請となった理由をお伺いします。 減免を希望される場合は、お早めにご相談ください。

【減免要件について】

(減免要件－1) 「主たる生計維持者」とは誰のことですか。
(回答－1) 原則、世帯主(被保険者証に記載されている世帯主)になります。 なお、世帯主以外の人収入で生計が維持されている場合は、その人が「主たる生計維持者」となり得ますが、その場合には「世帯主の変更」を行うことが考えられます。
(減免要件－2) 新型コロナウイルス感染症により死亡したことは、どのように確認しますか。
(回答－2) 医師の死亡診断書で確認します。

<p>(減免要件－ 3)</p> <p>「重篤な傷病を負った」ことは、どのような場合ですか。</p> <p>また、どのように確認しますか。</p>
<p>(回答－ 3)</p> <p>1 か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合です。</p> <p>医師の診断書により確認します。</p>
<p>(減免要件－ 4)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは、どのような場合ですか。</p>
<p>(回答－ 4)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、その蔓延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることなどを踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や昨年中の離転職などが主な原因となって収入減少したことが明らかな場合など）を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。</p>
<p>(減免要件－ 5)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件（i）の「前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること」とありますが、令和2年中（令和2年1月～12月まで）の収入見込み額はどのように計算すればよいでしょうか。</p>
<p>(回答－ 5)</p> <p>申請者に計算していただきます。</p> <p>計算方法は、令和2年1月から直近の月までの収入実績を基に、12月までの収入見込み額を計算していただく方法や、前年中の収入額を基に計算していただく方法が考えられます。</p> <p>なお、令和2年中の収入見込み額については、計算方法が合理的であると本市が判断するものであれば、計算方法は問いません。</p> <p>※ 計算方法については、「国民健康保険税減免申請に伴う所得減少見込申告書」に根拠資料と併せて添付してください。</p>
<p>(減免要件－ 6)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件（i）の「事業収入等」に、公的年金や株の取引による収入は含みますか。</p>
<p>(回答－ 6)</p> <p>含みません。</p> <p>「事業収入等」は、事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入のいずれかであり、その他の収入は含みません。</p>

<p>(減免要件－ 7)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件 (i) の「事業収入等のいずれかの減少額」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのですか。</p>
<p>(回答－ 7)</p> <p>事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入のうち、「いずれか」一つでも該当すれば要件 (i) に当てはまります。</p>
<p>(減免要件－ 8)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件 (i) の「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に、国や県から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含まれますか。</p>
<p>(回答－ 8)</p> <p>国などから支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含まれません。</p>
<p>(減免要件－ 9)</p> <p>「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」を控除した額や、事業などの廃業や失業について証明する書類は、どのようなものになるのか。</p>
<p>(回答－ 9)</p> <p>「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に該当がある場合は、帳簿や保険契約書などにより確認することになります。</p> <p>また、事業などの廃業や失業については、廃業等届出書や事業主の証明などにより確認します。</p>
<p>(減免要件－ 1 0)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件 (ii) の「前年の所得の合計額」とは、事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入のかかる各所得の合計か、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含まれますか。</p>
<p>(回答－ 1 0)</p> <p>含まれます。</p> <p>「前年の所得の合計額」は、令和元年中の全ての所得を合計したものです。</p>
<p>(減免要件－ 1 1)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件 (iii) の「減少することが見込まれる事業収入等」とは、要件 (i) でいう 1 0 分の 3 以上の減収が見込まれる収入のことですか。</p>
<p>(回答－ 1 1)</p> <p>そのとおりです。</p> <p>1 0 分の 3 以上の減収が見込まれる収入のことになります。</p>

(減免要件－１２)

事業収入等の収入については、前年と比較すると１０分の３以上の減少になる見込みですが、所得額は０円になっています。

この場合、減免要件に当てはまりますか。

(回答－１２)

要件には当てはまりますが、所得額が０円の場合、減免計算 ($A \times B / C \times d$) をする場合、前年の所得額 (B) が０円のため減免額は０円になりますので、本減免申請は不要になります (減免は受けられません。)

【減免の対象となる保険税について】

(減免保険税－１)

令和元年度分の保険税 (納期限が令和２年２月１日以降に設定されているもの) についても、令和２年の事業収入等の減少が、令和元年の事業収入等の額の１０分の３以上であるなど、令和元年の収入または所得で判断してよいのでしょうか。

(回答－１)

令和元年度分の保険税 (納期限が令和２年２月１日以降に設定されているもの) についても、令和２年の収入見込みと令和元年の収入または所得により判断することになります。

(減免保険税－２)

遡りで国民健康保険に加入 (例えば、令和２年２月に「令和元年１１月」まで遡って加入手続きをした) し、令和２年３月に納税通知書 (令和元年１１月分以降の保険税が３月末日の納期限で賦課されている) が届いた場合、全額減免の対象になりますか。

(回答－２)

全額ではなく、一部の保険税が対象になります。

この例の場合、令和２年１月以前の保険税も３月末日の納期限になっているため、減免対象となる令和２年２月以降の保険税額を計算することになります。

(減免保険税－３)

減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

(回答－３)

減少した収入の減少割合によっては決まりません。

減免される金額は、減少割合ではなく、「保険税計算のもととなった所得額」に対する「減少した収入に係る所得」の比率と、主たる生計維持者の前年の所得の合計額によって決まります。

なお、令和２年中の収入見込み額は、減免要件にのみ関係し、減免される保険税額には影響しません。